

第一百五十一号議案

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百十五号）の一部を次のように改正する。
第二条の表六の項ハの次に次のように加える。

二 条例第八条の二（条例第十三条の二において準用する場合を含む。）の規定による講師の期末手当の支給

第二条の表七の項中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に、「再雇用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同項ロの次に次のように加える。

ハ 条例第五条の規定による期末手当の支給

第二条の表八の項中「第二十二条第二項及び同項の施行のための東京都人事委員会規則に基づく」を「第二十二条の二第一項に基づく、」に改め、「含む。」の下に「以下同じ。」を加え、「の臨時的任用」を「に欠員等が生じた場合における会計年度任用職員の採用」に改め、同表九の項中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の改正等に伴い、特別区及び市町村

の事務の範囲に係る規定を改める必要がある。